

福岡市自主防災組織補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自主防災組織による防災活動に必要な資機材等の購入について補助金を交付することにより、地域における自主的な防災活動の充実を図ることを目的とする。

(自主防災組織)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、地域において地震、火災、風水害その他の災害による被害の防止又は軽減を図るための活動を行うことを目的とする組織（防犯や福祉など、地域コミュニティの組織として統合されたものを含む。）であって、次に掲げる要件に該当するものをいう。

- (1) おおむね小学校区を単位とする地域の住民によって自主的に組織され、及び運営されるものであること。
- (2) 地域における災害時の消火、救助活動その他の防災活動を主としてその地域の住民により自主的に行うものであること。
- (3) その地域の住民は構成員となることができるものであること。
- (4) 規約（自治協議会の規約で防災に関する定めがあるものを含む。以下同じ。）及び防災計画を定めていること。

2 前項第4号の規約又は防災計画のいずれかには、次に掲げる事項が定められていなければならない。

- (1) 名 称
- (2) 目 的
- (3) 地域の範囲
- (4) 構成員に関する事項
- (5) 役員に関する事項
- (6) 事業活動に関する事項

- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる団体は、補助の対象としない。
- (1) 福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。以下「市暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)が代表者となっている団体
 - (2) 市暴排条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体

(補助金の交付対象等)

第3条 市長は、自主防災組織がその防災活動に必要な資機材等(以下「防災資機材等」という。)を購入するときは、当該自主防災組織に対し、当該購入に要する費用について予算の範囲内で補助金を交付することができる。

- 2 補助金の交付の対象とする防災資機材等は、別表に掲げるもの及びその他特に市長が適当と認めるものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、防災資機材等の購入に要する費用の額とし、10万円以内とする。ただし、財団法人自治総合センターにより「コミュニティ助成事業」の対象となったものについては、その決定額以内の額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織の代表者は、自主防災組織補助金交付申請書(様式第1号)に規約、防災計画書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請が、この要綱に定める補助金の交付の要件を満たしているときは、補助金の交付を決定し、自主防災組織補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該自主防災組織の代表者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第7条 自主防災組織の代表者は、補助金交付の決定に係る防災資機材等の購入を完了したときは、速やかに自主防災組織補助金実績報告書(様式第3号)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び交付)

第8条 市長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、その内容を審査し、当該防災資機材等の購入が補助金の交付の決定に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、自主防災組織補助金確定通知書(様式第4号)により、当該自主防災組織の代表者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知をしたときは、当該自主防災組織に対し、補助金を交付するものとする。

(規定外の事項)

第9条 補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、福岡市補助金交付規則(昭和44年福岡市規則第35号)に定めるところによる。

(委任)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市民局長が定める。

(期間)

第11条 この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。ただし、期間到来後、この要綱の必要性を検証し、継続の必要性が認められた場合はこの限りではない。

附 則

この要綱は、平成8年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表

防災資機材等

区 分	品 目	区 分	品 目
救出・障害物 用具	バール・丸太	消火用具	消火器
	折たたみはしご		バケツ
	のこぎり		ビニール袋
	掛矢		可搬型ポンプ
	おの		消防ホース
	スコップ	避難用具	強力ライト
	つるはし		防水ライト
	鍬		標旗・腕章
	なた		小型発電機
	ペンチ		ロープ
	鉄線ばさみ	給食・給水 用具	移動式炊飯器
	大ハンマー		なべ・かま
	大バール		ポリタンク
	片手ハンマー		食器
	リヤカー		固形燃料
	一輪車	その他	テント・天幕
	ロープ		ビニールシート
	ワイヤー		非常持ち出し袋
	担架		非常食品
	ヘルメット		簡易トイレ
	スリーピングバッグ		
救護用具	救急セット		
	マスク		
	ゴム手袋		
	消毒液		
情報伝達用具	メガホン		
	携帯電話		
	トランシーバー		
	ラジオ		

自主防災組織補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

申請組織名称

代表者住所

(フリガナ)

代表者氏名

印

生年月日

電 話 ー

防災資機材等の購入をするので、福岡市自主防災組織補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 組織結成年月日 年 月 日

2 申請金額 円

3 購入計画

購入予定年月日	年 月 日 ~		年 月 日
品 名	数 量	単価 (円)	金 額 (円)
計			①
消費税及び地方消費税 (①× %)			②
合 計 (①+②)			

4 振込先口座

取引先銀行	
口座番号	普通・当座 No.
フリガナ	
口座名義人氏名	

自主防災組織補助金交付決定通知書

様

福岡市長



先に申請のあった自主防災組織補助金について、下記のとおり交付することに決定したので福岡市自主防災組織補助金交付要綱第 6 条の規定により、通知します。

記

- 1 補助対象 防災資機材等の購入
- 2 補助金の交付決定額 金 円
- 3 補助条件
 - (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
 - (4) この交付決定に対して不服がある場合における申請の取下げをすることができる期間は、この交付決定通知書受領の日から 14 日以内とする。
 - (5) その他福岡市補助金交付規則及び福岡市自主防災組織補助金交付要綱の規定を遵守すること。

自主防災組織補助金実績報告書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

申請組織名称

代表者住所

(フリガナ)

代表者氏名

印

生年月日

電 話

—

年 月 日付 第 号により補助金の交付決定を受けました防災資機材の購入について、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額 円

2 購入実績

購入年月日	年 月 日 ~ 年 月 日		
品 名	数 量	単価 (円)	金 額 (円)
計			①
消費税及び地方消費税 (①× %)			②
合 計		(①+②)	

自主防災組織補助金確定通知書

様

福岡市長



年 月 日付の自主防災組織補助金実績報告書により、自主防災組織補助金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 補助対象 防災資機材等の購入
- 2 補助金の交付確定額 金 円
- 3 補助条件
(1) 福岡市補助金交付規則の規定を遵守すること。